

公益社団法人くまもと被害者支援センター 平成27年度事業計画

I 概 要

第1 はじめに

県内における平成26年中の犯罪情勢等は、刑法犯認知件数10,879件で、前年対比1,957件(15.2%)と大幅に減少、平成16年以降11年連続して減少している。

しかしながら、刑法犯の認知件数が減少傾向にあるなかで、昨年は殺人事件が13件発生し、ここ数年間を見ても10数件の殺人事件が発生しており、放火、強盗、強姦等の凶悪犯罪も多くなってきており、刑法犯認知件数の減少のわりには県民の体感治安は良くなってはいないように感じられる。

その中で、性犯罪関係では、強制わいせつ78件(前年対比-6件)、公然わいせつ24件(前年対比+1件)、強姦罪13件(前年対比-9件)など、ここ数年性犯罪の認知件数は横ばい状況ではあるが、潜在性の強い犯罪であることを考慮すれば実態はもっと多く発生しているのではないかと危惧される。

また、県内における昨年の交通事故死亡者数76人(前年対比-6人)で、発生件数7,584件(前年対比-1,148件)、負傷者数9,650件(前年対比-1,575件)となっており、死者数は昭和29年から61年間で最少、発生件数は昭和56年からの34年間で最少、負傷者数は昭和57年からの33年間で最少となっている。

さて、当センターの業務関係の統計数字を見れば、相談件数では平成20年度の666件をピークに、平成25年度(436件)、平成26年度(360件:2月末現在)と減少傾向を示している。

著しく減少しているのは粗暴犯関係(暴行・傷害)で、強姦罪関係も前年度対比では減少しているが、反面、強制わいせつ等の性暴力犯罪は増加の兆しが窺える。

また、6年前から直接支援関係が急増し、年間約200件近くになってきていたが、平成26年度は70件超(2月末現在)に減少している。その要因等については一過性のものかどうかを見極めて行く必要がある。

本年度から、県・県警における新規事業として「平成27年度性暴力被害者のためのサポートセンター業務」が開始され、県警と当センターとの間で、3月下旬には契約を取り交わし、4月と5月に相談員を養成するための研修を行い、6月1日から24時間体制での電話相談を開始する等、当センターの被害者支援業務の拡充を図る。本事業完遂のためにも、昨年度に引き続き人材育成活動を重点課題の一つとして取り組んでいくことにしている。

また、当センターは設立12年を迎えたが、県民からの当センターによる支援活動の認知度は、未だ低い状況にある。(30%程度)

その影響として、犯罪被害者等の救済面及び県民の理解と共感が呼べず財源確保面からも一考を要することが懸念される。

そこで、当センターでは、真に犯罪被害者等のニーズに応えた支援事業を展開し、その活動状況を広報媒体を活用して県民への広報啓発を行い、被害者支援への理解と共感を得ることとする。

もって、県民の理解と協力を元に財政基盤を安定させ、更なる被害者支援の向上を図るものである。

Ⅱ 犯罪被害者等に対する支援事業（公益目的事業１）

第１ 相談事業

１ 電話相談事業

相談者のプライバシー等の個人情報を最大限に保護しながら、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの相談受理や各種情報の提供等の相談を行う。

受付時間 (1) 月曜～金曜（平日）１０：００～１６：００

(2) 性暴力被害者のためのサポート（１２／２９～１／３）除く２４時間（メールも対応）として、業務を拡充する

２ 面接相談事業

当センター相談室において、相談者の個人情報に配慮しながら、相談員がそのニーズに的確に対応して被害者等の精神的なケア等を図る。

月曜～金曜（平日）１０：００～１６：００

３ 専門相談事業

(1) 心理相談

電話・面接相談の結果、カウンセリング等の専門的な相談等が必要な方に対しては、センター登録臨床心理士（５名）による被害者等の精神的な被害回復と軽減のための支援活動を行う。

心理相談 随時（要予約）相談時間：１時間

(2) 法律相談

電話・面接相談の結果、法律の専門家による相談が必要と認められる方に対しては、センターの登録弁護士（１１名）による被害者等の法的支援を行う。

法律相談 随時（要予約）相談時間：３０分

(3) 業務日は、月曜～金曜（平日）１０：００～１６：００

(4) 性暴力被害者支援のための弁護士、臨床心理士等の専門家による業務日又は業務時間以外の対応は、性暴力被害者の意向や必要性を判断して行う。

第２ 直接的支援事業

１ 危機介入事業

犯罪被害発生直後から支援が必要な被害者等に対しては、警察や被害者等のニーズに応じて、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の支援活動を行う。

２ 付き添い等直接的支援事業

被害者等の警察・検察庁での事情聴取、証人出廷や病院等への同行、被害者等のニーズ

に応じて精神的負担の軽減を図るための付添や、裁判の代理傍聴、自宅訪問等の支援活動を行う。

性暴力被害者の負担軽減を図るため、12月29日から1月3日を除く全日24時間支援を行うが、夜間帯の直接的支援は、必要性、緊急性を十分勘案して行う。

3 物品の供与事業

被害者等からの要請に基づき、被害者等の不安を除去するため、防犯ブザー及び衣服の着替え用の物品等の供与・貸与を行う。

4 宿泊場所提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター（一時避難施設）等への斡旋を行う。

第3 各種手続の補助事業

1 犯罪被害者等給付金申請補助事業

被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続の補助を行う。

2 犯罪被害者支援に係る新しい制度等の情報提供事業

犯罪被害者支援に係る情報提供事業として、新制度等に関して被害者等からの要請を受けた上で、法律専門家等との連携を図りながら被害者参加制度、損害賠償命令制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続の補助を行う。

第4 自助グループ支援事業

1 自助グループの支援事業

被害者等への長期的な支援として、被害者等として同じ境遇を経験した遺族が、つらい経験を語り合うことで、被害からの立ち直りを図られることを目的に設立された「自助グループ（さくらの会）」に対して、交流場所の提供やファシリテーター（自助グループ例会時における進行・調整役）の育成等を行う。

第5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

1 警察等との連携及び情報提供事業

被害者等に代わって、相談、支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する。

2 各種会合への参加事業

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に加入しており、センターの活動状況を紹介するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他各種会合の場において、被害者等の人権及び支援についての啓発活動を推進する。

3 認定NPO法人全国被害者支援ネットワークとの連携

「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等への参加等を図りながら連携を強める。

4 産婦人科医療機関や自治体等との連携

性暴力被害者の心身の負担を軽減する等のため、産婦人科医療機関への派遣、被害者に対する医療措置要請等の連携を図る。

第6 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業

1 先進的組織等の調査及び研究事業

国内での被害者支援活動の先駆的取り組み組織等と情報交換及び調査活動を積極的に推進し各種ノウハウの入手に努めながら、当センターでの研究事業等の一環としてスキルアップ等に努める。

2 刊行物等からの情報収集事業

被害者等の実態等に関する情報を、全国被害者支援ネットワーク発行の機関誌及び全国の各センター機関誌や新聞、雑誌等の刊行物から情報の入手等を図りながら、実現可能な好事例等については即取り入れて活用する。

第7 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

1 被害者支援ボランティアの養成

被害者支援ボランティア要員を育成するため、被害者支援の意義・必要性、被害者の実態等の基礎的な研修を実施し、支援センター相談員等の候補者に認定し、後継者の育成に努める。

2 直接支援員等の養成（直接支援員初級研修）

(1) 登録ボランティアに対して、電話・面接相談・直接支援員として支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者支援の制度や被害者等の心理、支援の実際等の研修を実施する。

(2) 電話・面接相談、直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

3 全国被害者支援ネットワークが主催する九州ブロック研修会（夏期開催）又は全国研修会（秋期開催）への参加（直接支援員継続研修）

直接支援員初級修了者で、一定の実務経験者に対して、直接支援員のリーダーや犯罪被害相談員に必要な専門的知識、技能の習得のため、ケースマネジメントや支援プランの作成、組織管理の中級研修に参加する。

4 全国被害者支援ネットワークが主催する九州ブロック研修会（冬期開催）又は全国研修会（秋期開催）への参加（犯罪被害相談員養成研修）

直接支援員継続研修修了者で、一定の実務経験者に対して、高度の支援プランの作成、支援員に対する助言・指導、組織管理等の研修に参加する。

5 全国被害者支援ネットワークが主催する全国研修会（春期開催）（コーディネーター養成研修）への参加

犯罪被害相談員養成研修修了者で、一定の実務経験者に対して、コーディネーターとしての総合的な支援のあり方や、他機関との連携促進、プレゼンテーションの技法等の研修に参加する。

6 相談員・直接支援員等に対する研修会の開催（随時）

相談員・直接支援員の資質の向上と意思疎通を図るため、研修会を実施する。

7 スーパービジョンの実施

- (1) 相談員・被害者支援ボランティアに対し、専門的立場から指導助言を行う。
- (2) 相談員・被害者支援ボランティアの燃え尽き症候群対策のため、メンタルケアを行うためにも、支援員が必ず1回は受けることになるようにシステム化を図る。
- (3) 相談員・被害者支援ボランティアの資質の向上を図るため、研修を随時行う。

8 性暴力被害者の支援にあたる相談員の養成

性暴力被害者に対する相談業務等を拡充するため、対応可能な相談員を養成する研修を実施する。

Ⅲ 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業（公益目的事業2）

第1 被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

1 リーフレット及び機関誌の作成・配布事業

関係機関・既存会員並びに県民に対する広報・啓発事業として、機関誌・リーフレット等を作成し、当センターの被害者支援活動の周知等について広報・啓発を行う。

2 公共交通機関（市電）を活用しての広報・啓発事業の継続推進

前年度に実施した公共交通機関（市電・路線バス）及びラジオ放送を活用しての広報・啓発事業の中の一つである、公共交通機関（市電）を活用しての広報・啓発事業を本年も引き続き実施する。

3 キャンペーン等の実施事業

(1) 講話等を企画した活動の推進

関係機関、県内企業・団体などに対する講話を計画的に実施する。

(2) 街頭キャンペーン等の実施事業

毎月8日実施している「街頭キャンペーン」活動等を、県警・県・各自治体関係者、既存ボランティア、各種協力団体等の協力を得ながら、被害者支援を呼びかけるなど、積極的に実施する。

(3) 「犯罪被害者週間」キャンペーン事業

内閣府が提唱する「犯罪被害者週間」（毎年11月25日～12月1日）のキャンペーン事業として次に掲げる催し等を実施する。

○「市民公開講座」を本年も開催し、本週間の目玉行事として定着させる。

○県警音楽隊等と連携してパレード等を企画する。

4 広報・啓発ビデオを活用した啓発事業

犯罪被害者支援の必要性及び当センターの活動内容を紹介した広報・啓発ビデオ等を作成し、学校や企業への配布やマスコミ等あらゆる広報媒体を活用して、広く県民に視聴させることにより、被害者支援の広報・啓発を行う。

5 広報媒体への広告の掲載事業

関係機関・団体が発行する広報媒体へのセンターの支援活動に関する広告の掲載を依頼する。

6 ホームページによる広報事業

当センターの活動内容等を紹介したホームページを随時更新し、センターによる広報・啓発を推進する。

IV 管理部門

第1 業務執行体制の整備と強化

1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての基盤強化

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条の規定に基づく「犯罪被害者等早期援助団体」（熊本県公安委員会指定）として、人材の育成及び財政基盤の整備に努め、被害者等が信頼し安心して援助を受けられることができる団体としての基盤強化を推進する。

2 財政基盤の強化

(1) ファンドレイジング要員の活用

日本財団からの助成事業「ファンドレイジング」要員1名の継続雇用に伴い、3年目の目標達成に向けた諸活動を積極的に推進する。

(2) 「特定公益増進法人」を活用した財政基盤の強化

公益社団法人は「特定公益増進法人」に該当し、税制上の優遇措置があることから、同優遇措置の周知を図り、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけて財政基盤の強化を図る。

(3) 「税額控除制度」を活用した財政基盤の強化

平成23年6月に施行された税制改正において、寄付税制に関し、新たに税額控除制度が創設された。センターは、熊本県から平成23年10月27日付けで「公益社団法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除」の要件をみたす法人であることの証明を受けた。これにより平成23年1月以降、個人からの寄付（賛助会費も含まれる）については、従来の「所得控除」として寄付金控除を受けるか「税額控除」の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択できるようになった。税額控除制度は、小口の寄付にも減税効果が大きくなるメリットがあり、この制度の周知を図り、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけて財政基盤の強化を図る。

(4) 被害者支援寄付金付き自動販売機設置促進

飲料メーカーの社会貢献活動の一環として推進される「犯罪被害者支援型自動販売機」の設置促進に協力し、設置店等や飲料メーカーからの寄付金による財政基盤の強化を図る。併せて自動販売機に広告を掲載し、被害者支援意識醸成のための広報啓発活動を推進する。

(5) 賛助会員の確保

賛助会員拡大キャンペーンを実施するとともに、各月ごとの入会者、脱会者等の推移を見極めるなどして新規会員の確保及び継続会員の維持を図る。

(6) 募金箱の設置促進

県警・県・各自治体・企業・事業所・関係機関・団体等に対して、当センターのオリジナル募金箱の設置促進を計画的に推進し、恒常的な財源確保を図っていく。

(7) 街頭募金活動等の実施

「街頭キャンペーン」時の広報・啓発活動と平行して財源確保のための募金活動を計画的に行っていく。